

徳島県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 3	小松島佐那 河内	徳島市八多町町田一番一 地先から 同 三反地一四 番一 地先まで 同	旧 新	五・〇〇七・〇 七・九〇二・〇	四八二・四 四八二・四